

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、マイナンバーカード交付事務等に使用する統合端末機器の基本ソフトウェアのサポート終了に伴い、当該統合端末機器に係るリース契約を解除することによる相手方の損害に対し、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

鹿沼市長 松井正一

- | | |
|---------|---|
| 1 損害賠償額 | 2,681,360円 |
| 2 和解の条件 | 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても双方決して異議を申し立てない。 |
| 3 相手方 | 東京都港区虎ノ門1丁目2番6号
みずほ東芝リース株式会社
代表取締役 西山隆憲 |